

# 官報

編集・印刷  
独立行政法人国立印刷局

## 目次

### 〔省 令〕

- 食品衛生法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働一一九）
- 電解二酸化マンガンに対して課する不当廉売開税に関する政令第一条第一項第一号に規定する電気分解の工程を経て製造した二酸化マンガンでない旨の証明書の発給に関する省令の一部を改正する省令（経済産業五三）
- 〔告 示〕
- 除籍が滅失した件（法務三七八）
- 財務省の保有する行政文書の開示に係る手数料の納付を事務所において現金ですることができるとする事務所を定める件の一部を改正する件（財務三三三）
- 財務省の保有する個人情報開示に係る手数料の納付を事務所において現金ですることができるとする事務所を定める件の一部を改正する件（同三三三）
- 南アフリカ共和国、中華人民共和国及びスペイン各国産電解二酸化マンガンに係る開税率法第八条第二十七項に規定する調査の期間の延長の件（同三三四）

- 移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律第四十四条の規定により造血幹細胞提供支援機関の指定をした件（厚生労働三三三）
- 種苗法第十八条第一項の規定に基づき品種登録した件（農林水産二六四五）
- 電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令第一条の規定に基づき、認定を受けた学校の名称及び学科名の変更届出があった件（経済産業一一二）
- 電気工事士法施行規則第三条の第三項の規定に基づき、電気工事士法第四条第四項第二号の指定を受けた養成施設の名称、所在地の変更届出があった件（同一一三）
- 電気工事士法施行規則第三条の第三項の規定に基づき、電気工事士法第四条第四項第二号の指定を受けた養成施設の廃止の届出があった件（同一一四）
- 高知空港の施設について告示した事項に変更を加えた件（国土交通一〇一九）
- 国土交通省所管の補助金等の交付に関する事務の一部を地方整備局長、北海道開発局長及び沖縄総合事務局長に委任した件の一部を改正する件（同一一〇）
- 道路に関する件（近畿地方整備局二二〇）
- 自動車専用道路に関する件（同二二一）
- 道路に関する件（四国地方整備局八七）
- 住宅の品質確保の促進等に関する法律の規定により登録住宅性能評価機関の評価員の氏名を変更した件（北海道開発局一一一）

八 七 六 二

### 〔国会事項〕

### 〔人事異動〕

### 内閣 海上保安庁

### 〔皇室事項〕

### 〔官庁報告〕

### 官庁事項

土地家屋調査士法第三条第二項第二号の規定に基づく認定を受けた者の公告（法務省）

### 〔公 告〕

### 諸事項

### 官庁

財団、司法書士懲戒処分、建設業の許可の取消処分、一級建築士の免許の取消し関係  
裁判所  
相続、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、会社更生、再生関係  
会社その他

## 省 令

○厚生労働省令第百十九号  
食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第二十九条第三項及び食品衛生法施行令（昭和二十八年政令第二百二十九号）第八条第二項第一号の規定に基づき、食品衛生法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。  
平成二十五年十月十五日

厚生労働大臣 田村 憲久  
食品衛生法施行規則の一部を改正する省令  
食品衛生法施行規則（昭和二十三年厚生省令第二十三号）の一部を次のように改正する。  
第三十六条第一項中、「とする。」の下に、ただし、法第二十九条の製品検査及び試験に関する事務の一部の実施が他の都道府県若しくは保健所を設置する市若しくは特別区が設置する食品衛生検査施設又は登録検査機関への委託により、緊急時を含めて確保される場合は、当該事務の一部に係る設備については、この限りでない。」を加える。

附 則  
この省令は、平成二十六年四月一日から施行する。  
○経済産業省令第五十三号  
電解二酸化マンガンに対して課する不当廉売開税に関する政令（平成二十年政令第九十六号）の施行に伴い、電解二酸化マンガンに対して課する不当廉売開税に関する政令第一条第一号に規定する電気分解の工程を経て製造した二酸化マンガンでない旨の証明書の発給に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。  
平成二十五年十月十五日

経済産業大臣 茂木 敏充  
電解二酸化マンガンに対して課する不当廉売開税に関する政令第一条第一号に規定する電気分解の工程を経て製造した二酸化マンガンでない旨の証明書の発給に関する省令の一部を改正する省令  
電解二酸化マンガンに対して課する不当廉売開税に関する政令第一条第一号に規定する電気分解の工程を経て製造した二酸化マンガンでない旨の証明書の発給に関する省令（平成二十年経済産業省令第四十号）の一部を次のように改正する。

附 則  
附則第二項中、「平成二十五年十月二十九日」を「平成二十六年三月二十九日」に改める。  
附 則  
この省令は、公布の日から施行する。